

令和8年度奄美・沖縄経済交流事業（事業創出に向けた企業間交流事業）  
業務委託企画提案募集要領

1 事業の目的

新事業の創出や事業成長の促進にあたっては、課題や目標を共有する仲間や、様々な助言・協力を行うサポーター等のネットワークづくりが非常に重要であるが、特に、奄美群島においては、地理的等の要因からそのような機会は限られていることから、事業者のネットワークづくりを支援する必要がある。

新たな事業の創出に向けた取組意欲の高い奄美群島の事業者と、歴史的つながりの深い沖縄にある多様な業種の事業者等が交流を深めるイベント等を行うことにより、新事業創出等に取り組む事業者のネットワークを構築し、奄美群島における新事業創出と事業成長を促進する。

また、県内外の企業等の交流の場を創出し、参加者同士のつながりを構築することで、更なる販路拡大やマッチングを支援する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度奄美・沖縄経済交流事業（事業創出に向けた企業間交流事業）業務委託

(2) 履行期間

令和9年2月26日（金）

(3) 業務概要

別添仕様書案参照

(4) 事業費

2,525千円以内（消費税を含む）

※履行に要する全ての経費を含む。

3 企画提案への参加に係る資格要件

(1) 県内に事業所を有する法人であること。

また、県内に事業所を有しない法人にあたっては、県内に事業所を有する法人と共同企業体を結成の上、本企画提案へ参加すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 県から指名停止措置を受けている者ではないこと。

(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。

(5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人でないこと。

ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等を利用して

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して

カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者

(6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当で無いと判断するものを除く。

#### 4 委託契約に係る今後のスケジュール

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| (1) 企画提案募集開始    | 令和 8 年 4 月 14 日(火)   |
| (2) 企画提案の質問受付期限 | 4 月 22 日(水)          |
| (3) 質問回答掲載      | 4 月 27 日(月)          |
| (4) 参加申込書提出期限   | 4 月 30 日(木)17:00(必着) |
| (5) 企画提案書等提出期限  | 5 月 8 日(金)17:00(必着)  |
| (6) 受託事業者決定(予定) | 5 月中旬                |

#### 5 応募方法

##### (1) 提出書類

###### ア 参加申込書

企画提案への参加希望者は、参加申込書提出期限(4月30日(木)17:00)までに別添「参加申込書」(様式1)を E-mail で提出すること。送信後に必ず電話確認を行うこと。

###### イ 企画コンペ提案書(様式2)

###### ウ 企画提案書

以下の内容を掲載した企画提案書(任意様式)を添付して提出すること。

① 全体方針	本事業を行うにあたって、企画全体の基本的な考え方、コンセプト等を記載すること。
② 業務内容	仕様書案の4業務委託の内容を踏まえて以下の内容を具体的に記載すること。 <b>I ビジネスセミナーの企画・運営</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・構成(趣旨、テーマ、場所、時期等)</li><li>・実施内容(プレゼンテーション、グループワーク等)</li><li>・参加者の募集、掘り起こし方法</li><li>・周知方法</li><li>・期待する事業創出例</li></ul> <b>II 取組事例視察の企画・運営</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・視察構成(趣旨、テーマ、場所、時期等)</li><li>・周知方法</li></ul>

	・相談対応や対応実績の県への共有方法
③ 事業実施体制	本事業を実施するための組織体制（事業の一部を委託する場合は、再委託先の体制を含む）を詳細に記載すること。また、本事業遂行にあたる総括責任者以下の役割分担を明確に記載すること。
④ スケジュール	本事業全体にかかるスケジュール
⑤ 追加提案（任意）	奄美群島の新産業創出に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

エ 共同企業体協定書（様式3）※共同企業体で参加する場合のみ。

オ 会社等概要書

- ・提案者の概要がわかるもの（企業案内、パンフレット等）
- ・登記簿の写し又は定款の写し

カ 費用見積書

別添仕様書案の業務内容に係る見積について内訳を明記すること。

キ その他

これまでの実績やアピールしたい資料があれば併せて提出可。

ク 県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書、役員名簿（様式4）

(2) 提出の条件

ア 企画提案は、1社につき1案に限る。

イ 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。

ウ 採用された企画提案書の使用権は県に帰属する。

エ 受託者決定後は、県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。

オ 企画提案書作成に関する経費は、企画提案者の負担とする。

(3) 提出形式

A4横・片面使用（図表その他の関係で難しい場合はこの限りではない。）

(4) 提出部数及び提出期限

提出書類	部数	提出期限
ア 参加申込書（様式1）	1部	4月30日（金）17:00（必着）
イ 「企画コンペ提案書」（様式2）	1部	5月8日（金）17:00（必着）
ウ 企画提案書	6部	
エ 共同事業体協定書（様式3）	1部	
オ 会社等概要書	6部	
カ 費用見積書	6部	
キ その他	6部	
ク 県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書、役員名簿（様式4） ※鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている場合は提出不要	1部	

(5) 提出方法

持参又は郵送とする

(6) 提出場所・問合せ先

鹿児島県 商工労働水産部産業立地課新産業創出室新産業創出係 担当 盛永、壹岐  
所在地 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号  
電話番号 099-286-2897  
電子メールアドレス [shin-sousyutsu@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:shin-sousyutsu@pref.kagoshima.lg.jp)

6 選考方法及び選考結果

(1) 選考方法

選考委員会を開催し、書類審査の結果、最も内容が優れているとされた企画提案書を提出した者を契約の相手方の候補者として決定する。なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問合せを行う。

(2) 主な審査項目

- ア 趣旨の理解度
- イ 事業効果の高さ
- ウ 提案内容の実現性
- エ 業務遂行能力
- オ 適正な経費計上

(3) 選考結果

選考結果は企画提案者全員に対して文書により通知する。

7 応募に係る質問について

質問がある場合は、企画提案の質問受付期限（4月22日（水））までに別添「質問書」（様式5）を E-mail で提出すること（電話による質問は受け付けない）。送信前又は送信後に必ず電話確認を行うこと。

質問に対する回答は、質問回答掲載（4月27日（月））までに質問者に対して E-mail で回答する。また、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する情報であって、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものと県が認めたものを除き、県ホームページでも公表する。

8 契約について

選考で最優秀提案者に決定した事業者は、提案した事業内容に基づき県と委託契約を締結するものとする。

(1) 事業内容

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて県との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

(2) 委託金額

事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、事業費（2,525千円以内（消費税を含む））に定める額を上限とする。

(3) 業務の再委託

委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。